

就労支援等の実施状況について

平成26年3月4日

厚生労働省社会・援護局保護課

目次

○ 就労支援内容

- 就労支援の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4p
- 就労支援開始から就労開始までの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7p
- 就労支援の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8p
- 年齢と学歴の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11p

○ 切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化について・・・・・・・・・・13p

- 自立活動確認書に基づく集中的な就労支援について・・・・・・・・・・14p
- 就労活動促進費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16p
- 就労自立給付金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18p

就労支援等の状況調査（平成24年度）

1. 目的

- 本調査は、今後の国の支援検討にあたり、現在実施されている就労支援施策の効果等の分析に活用するための基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査項目

- 対象者の状況
- 保護受給開始から就労支援開始までの期間
- 就労支援開始から就労開始までの期間
- 就労支援の内容
- 就労支援の実績

3. 調査方法

- 本調査は、都道府県所管の福祉事務所設置自治体、政令指定都市、中核市に対し、平成24年度中（24年4月1日～25年3月31日）の間で就労支援を受けた者（平成23年度から継続して就労支援を受けている者も含む）を対象とした調査票による集計分析から構成される。

就労支援員の活動状況調査（平成25年10月18日時点）

1. 目的

- 本調査は、今後の国の支援検討にあたり、現在実施されている就労支援員による就労支援の状況および効果等の分析に活用するための基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査項目

- 就労支援員の経歴、勤務状況について
- 支援対象者について
- 支援内容およびその効果について
- 求職・求人のミスマッチ要因およびその解消方法
- 就労支援の実績
- 就職に効果的な支援
- 就労以外の就労支援の効果
- 就労後の状況について
- 新施策の効果について

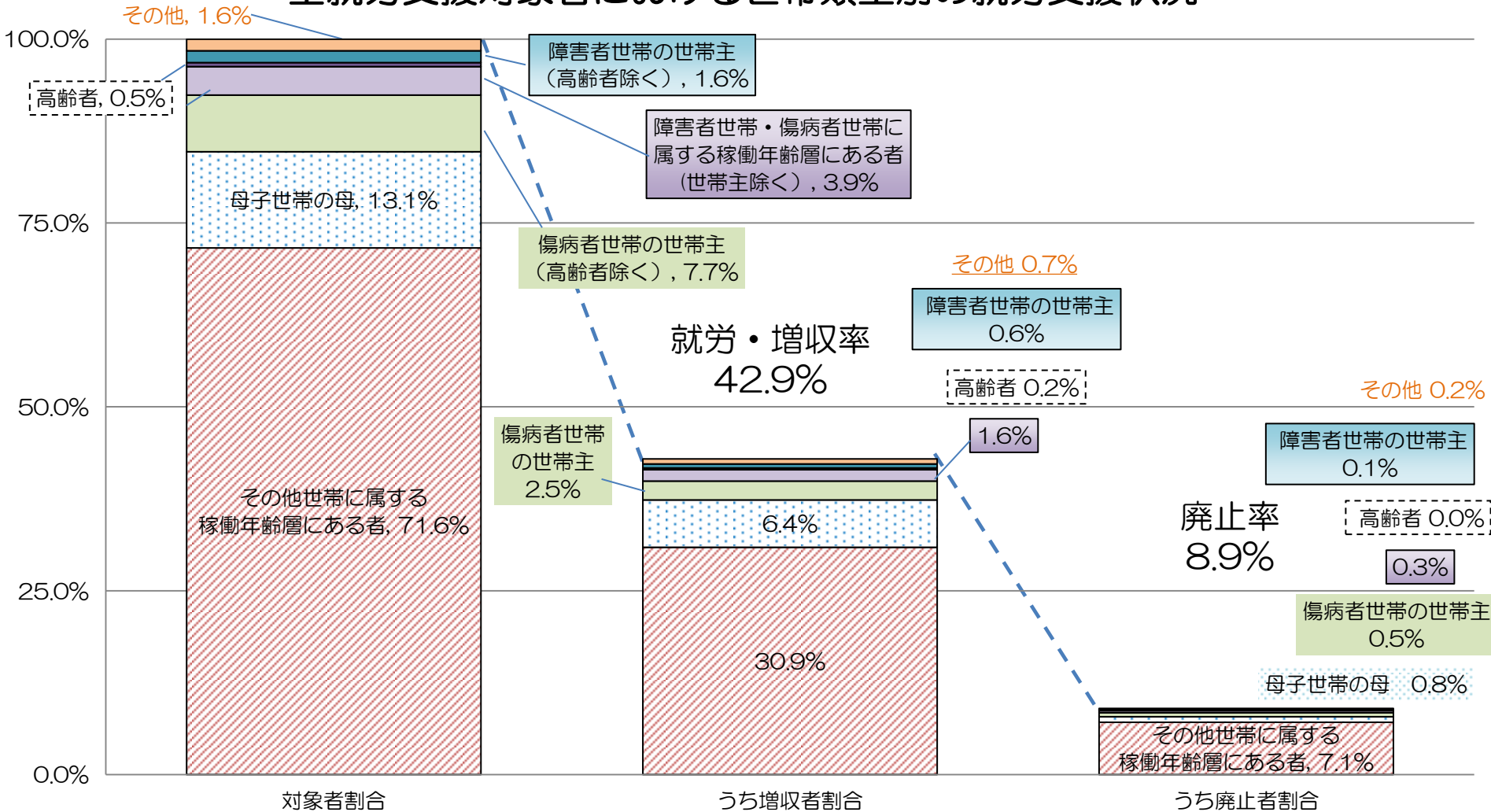
3. 調査方法

- 本調査は、平成25年度生活保護就労支援員全国研修会に参加した就労支援員を対象とした調査票による集計分析から構成される。（就労支援員数2,162人（H25年10月時点）のうち回答者数222人（10.2%））

就労支援の状況（世帯類型別）

- 就労支援の対象者の約7割はその他世帯に属する稼働年齢層にある者
- 就労支援の対象者のうち、就労・増収者の割合は42.9%
- 就労支援の対象者のうち、廃止者の割合は8.9%

全就労支援対象者における世帯類型別の就労支援状況

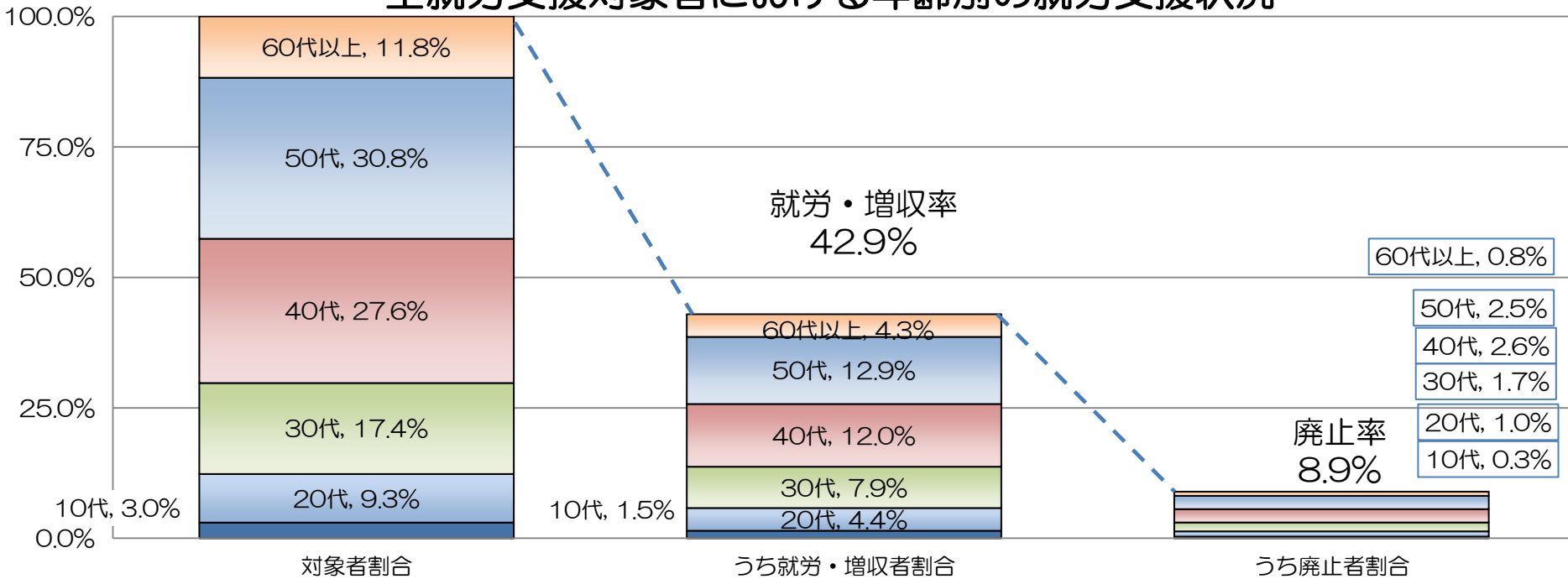


※ 全対象者数を母数として各世帯類型ごとの割合を計上

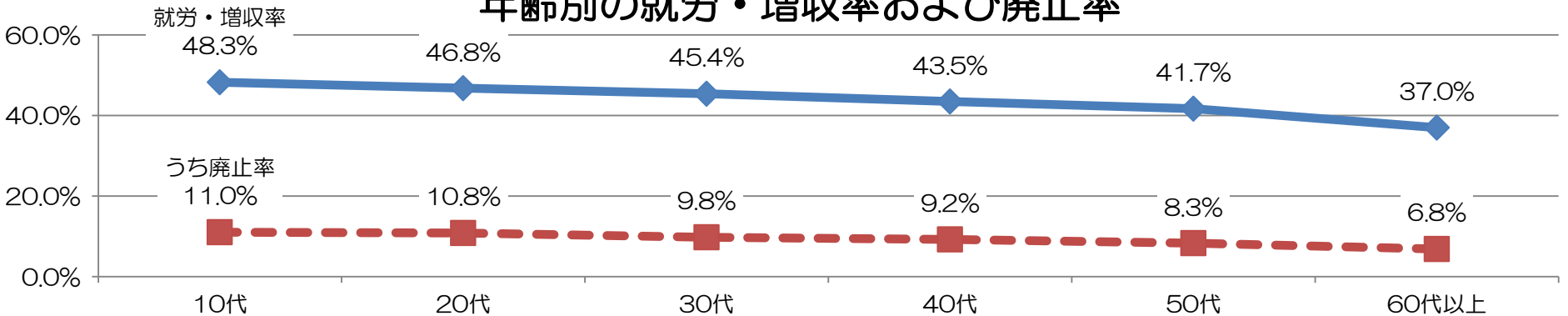
就労支援の状況（年齢別）

- 年齢別の就労支援の対象者の7割以上が40代以上。50代以上でも4割を越えている
- 若年齢であるほうが就労・増収率ならびに廃止率が高い傾向にある

全就労支援対象者における年齢別の就労支援状況



年齢別の就労・増収率および廃止率

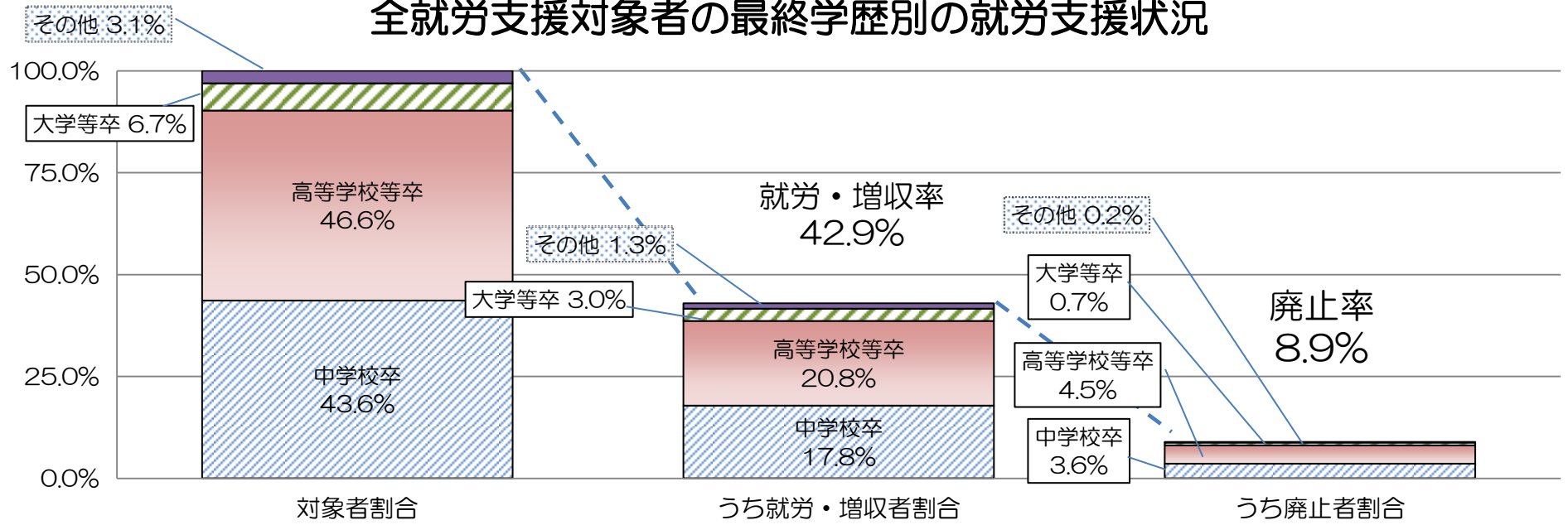


※ 各年代ごとの支援対象者を母数として、就労・増収者、廃止者の割合を計上

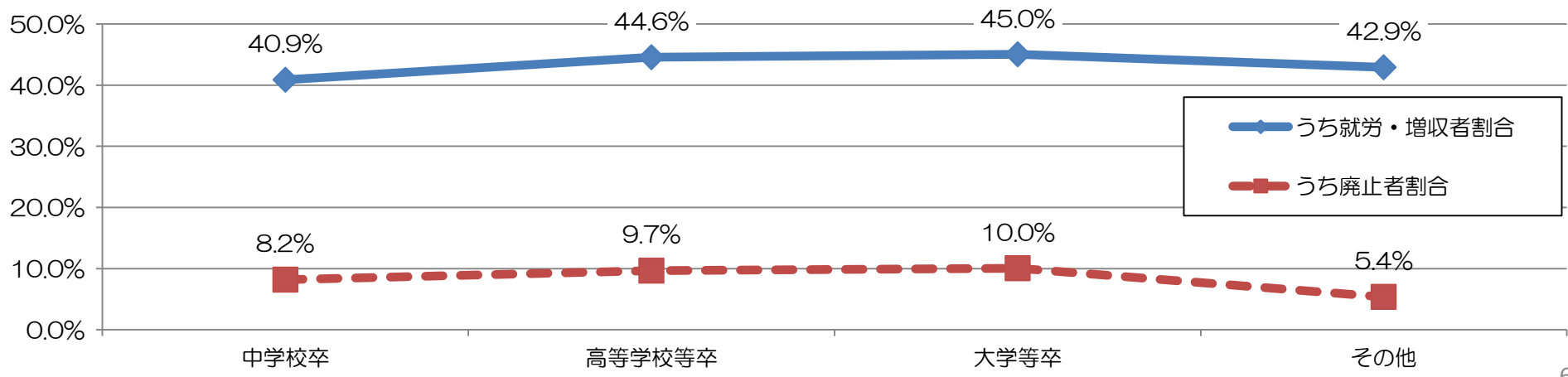
就労支援の状況（最終学歴別）

○ 就労支援の対象者の最終学歴は、約9割が高等学校卒以下。うち、最終学歴が中学校卒の者は43.6%
 ○ 就労・増収率および廃止率は、最終学歴が高いほど高くなる傾向にある

全就労支援対象者の最終学歴別の就労支援状況



最終学歴別の就労・増収率および廃止率

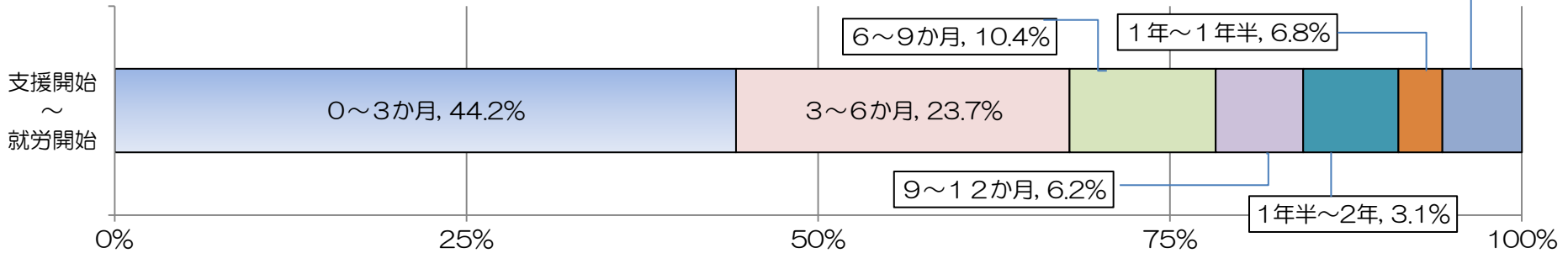


※ 各最終学歴ごとの支援対象者を母数として、就労・増収者、廃止者の割合を計上

就労支援開始から就労開始までの期間

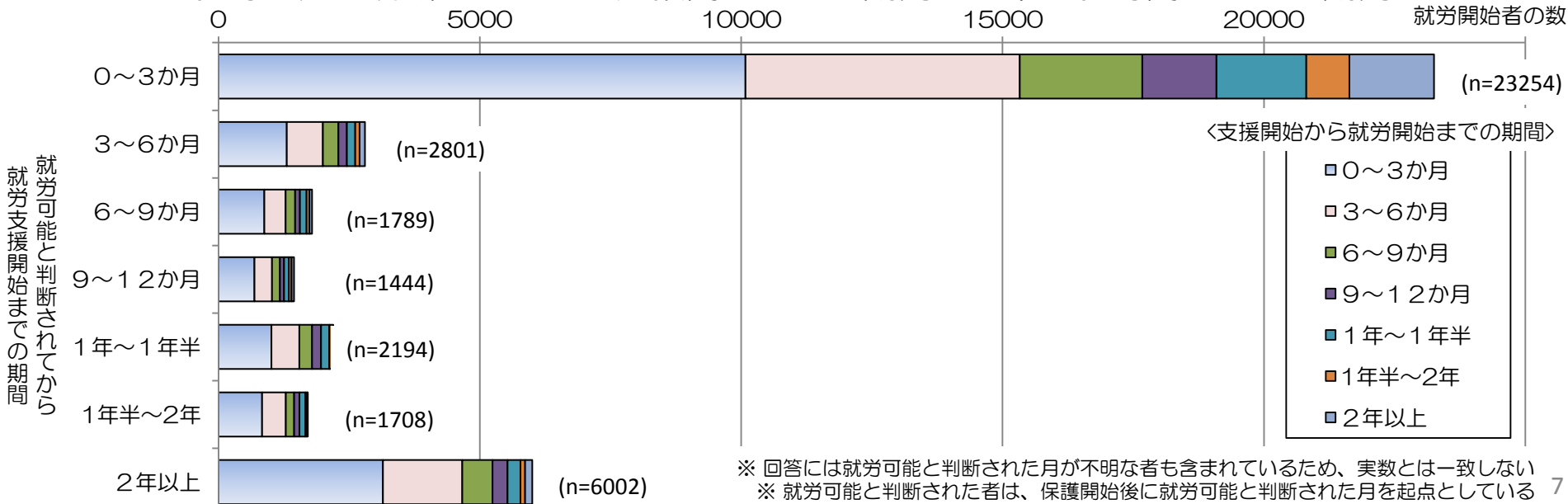
○ 就労・増収者の約7割は、就労支援開始から6カ月以内に、就労開始となっている
 ○ 就労・増収者の割合は、就労支援が開始されてからの期間が短いほど高く、長期化するほど低くなる傾向

就労支援開始から就労開始までの期間



※ 就労・増収者を母数として、就労開始までの期間別ごとの割合を算出

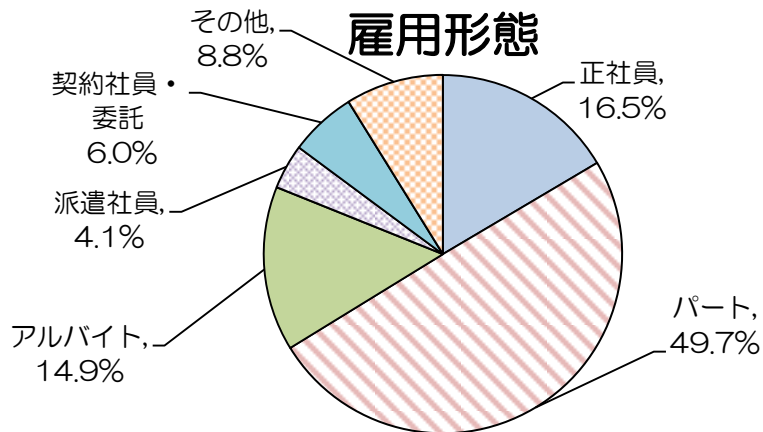
就労可能と判断されてから支援開始までの期間別にみた就労開始までの期間



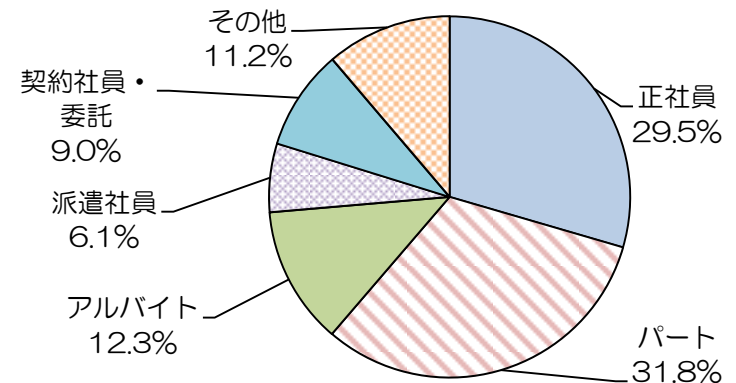
就労支援の実績（雇用形態と就労・増収、廃止の関係）

- 就労・増収者の雇用形態は、正社員が16.5%、その他非正規雇用の者は83.5%
- 就労・増収者のうちの廃止者については、正社員の割合が29.5%、その他非正規雇用の者の割合が70.5%
- 正社員とその他非正規雇用の者の収入について、平均削減額の差は17.1千円/月、廃止者の平均削減額の差は16.9千円/月と、正社員雇用となった者の方が削減額は多い傾向にある

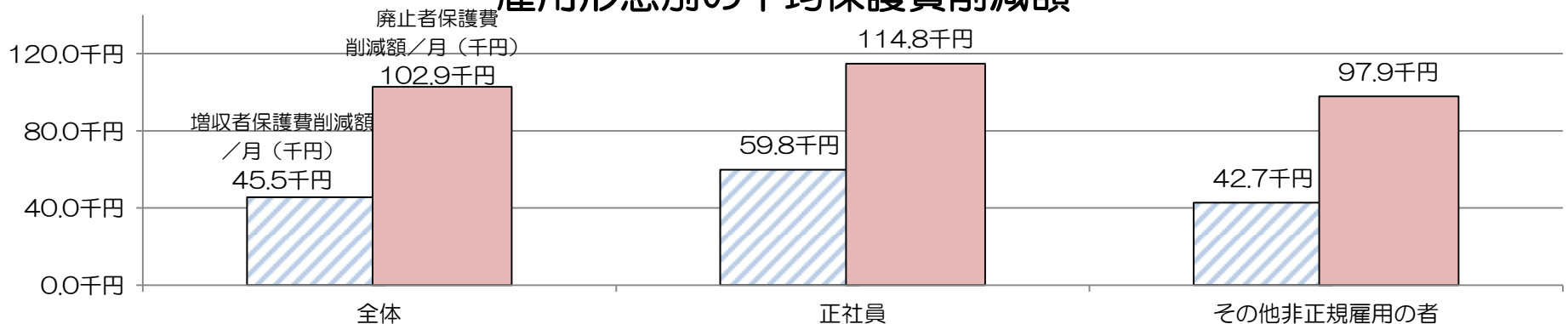
就労・増収となった者の雇用形態



就労・増収者のうち廃止となった者の雇用形態



雇用形態別の平均保護費削減額



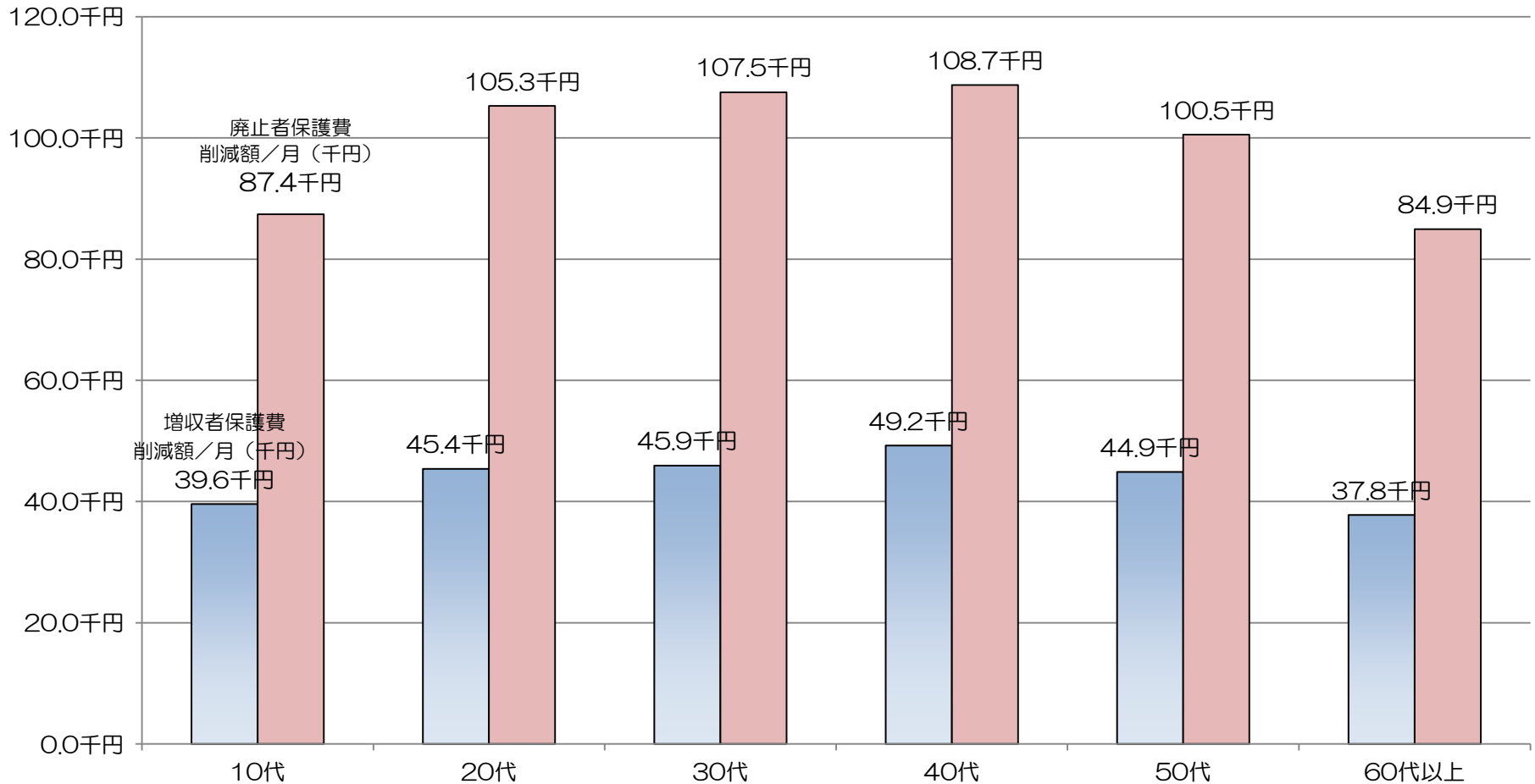
※1 廃止者保護費削減額および増収者保護費削減額とは、就労収入から基礎控除・必要経費を控除した後の収入認定額による保護費の削減額。平均保護費削減額は、24年度内の保護変更後の保護費減額の合計を年度内残月で除した金額。実際の勤労収入額とは一致しない。

※2 その他非正規雇用の者には、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員・委託、その他を含む

就労支援の実績（年齢と収入の関係）

- 就労・増収者一人当たりの平均保護費削減額は45.5千円/月。廃止者の平均保護費削減額は102.9千円/月
- 一人当たりの平均保護費削減額がもっとも高いのは、40代
- 40代をピークに徐々に削減額は上がるが、50代以降は減少していく傾向

年齢別の就労による平均保護費削減額

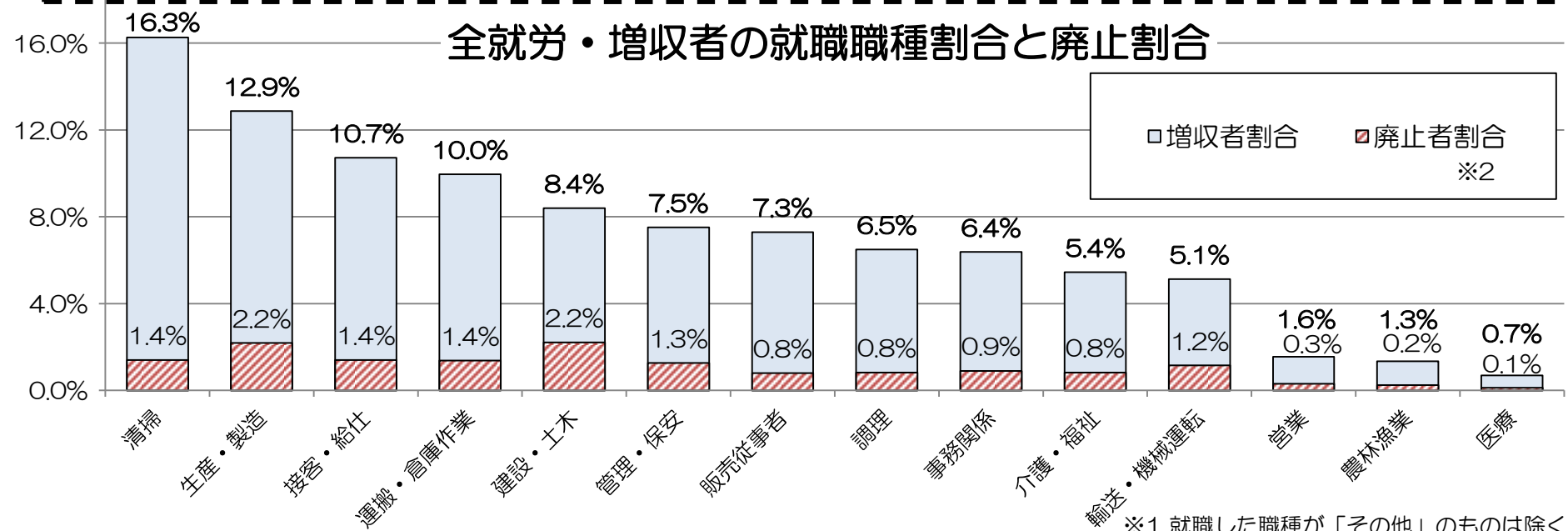


※廃止者保護費削減額および増収者保護費削減額とは、就労収入から基礎控除・必要経費を控除した後の収入認定額による保護費の削減額。平均保護費削減額は、24年度内の保護変更後の保護費減額の合計を年度内残月で除した金額。実際の勤労収入額とは一致しない。

就労支援の実績（職種と就労・増収、廃止の関係）

- 24年度に就労・増収した就職先は清掃、生産・製造、接客・給仕の順（※1）
- 各職種ごとの就労・増収した者のうち、保護廃止となった職種は建設・土木、輸送機械運転、営業の順
- 清掃は就労・増収者割合ではもっとも高いが、廃止率はもっとも低い（※3）

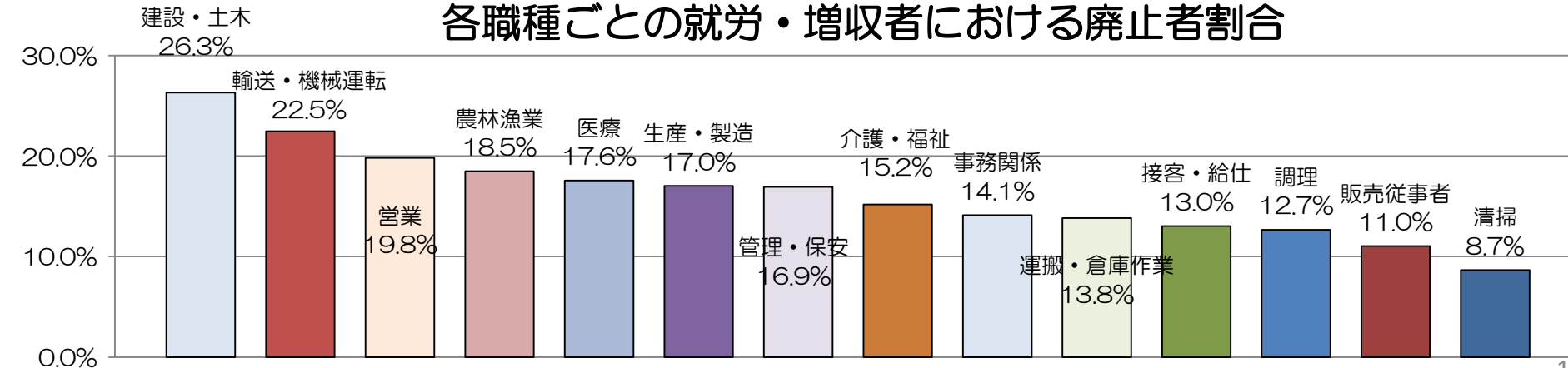
全就労・増収者の就職職種割合と廃止割合



※1 就職した職種が「その他」のものは除く。

※2 廃止者割合は、職種ごとに廃止者を総増収者で除して計上。

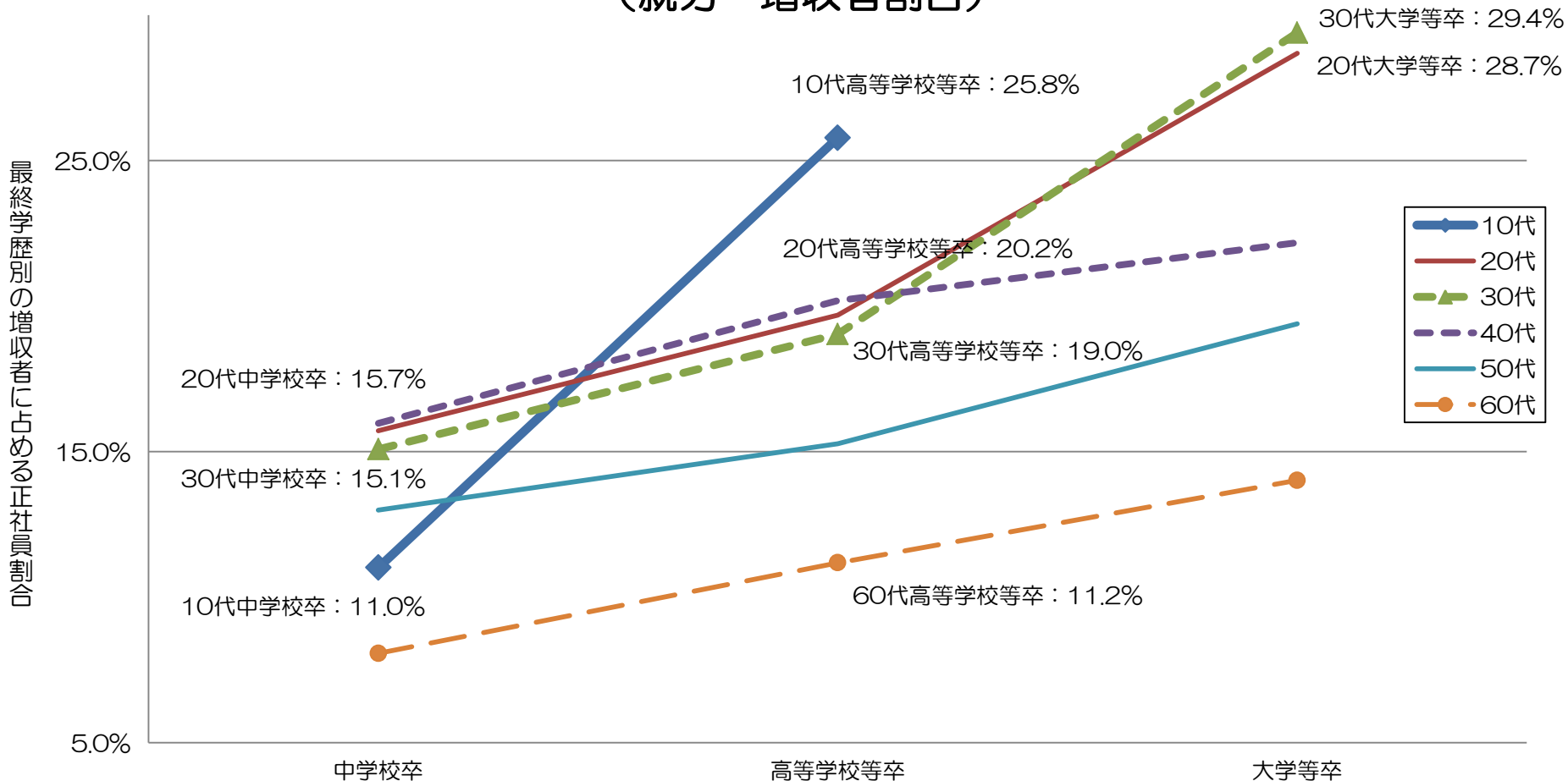
各職種ごとの就労・増収者における廃止者割合



※3 就職した職種が「その他」のものは除く。

年齢と学歴の関係（正社員雇用の割合）

- 若年齢で学歴が高いほど、正社員雇用となる傾向
- 10代で最終学歴が中学校卒の場合、正社員雇用となる割合は60代に次いで低い
- 一方で、10代で最終学歴が高等学校卒となると、10代の正社員雇用の割合は26%となる

正社員雇用における最終学歴と年代別の関係
(就労・増収者割合)

※ 最終学歴が「その他」の者は除く
 ※ 就労・増収者のうち、各最終学歴と年代ごとに正社員雇用となった者の割合で算出

年齢と学歴の関係（職種）

中学校卒	1	2	3	4	5
10代	接客・給仕	販売従事者	生産・製造	建設・土木	調理
20代	接客・給仕	生産・製造	販売従事者	清掃	建設・土木
30代	生産・製造	接客・給仕	清掃	運搬・倉庫作業	建設・土木
40代	清掃	生産・製造	運搬・倉庫作業	建設・土木	接客・給仕
50代	清掃	建設・土木	生産・製造	運搬・倉庫作業	管理・保安
60代	清掃	建設・土木	管理・保安	運搬・倉庫作業	生産・製造
高等学校等卒	1	2	3	4	5
10代	接客・給仕	販売従事者	生産・製造	事務関係	運搬・倉庫作業
20代	接客・給仕	生産・製造	販売従事者	事務関係	運搬・倉庫作業
30代	生産・製造	接客・給仕	事務関係	販売従事者	運搬・倉庫作業
40代	生産・製造	清掃	運搬・倉庫作業	接客・給仕	事務関係
50代	清掃	管理・保安	生産・製造	運搬・倉庫作業	接客・給仕
60代	清掃	管理・保安	運搬・倉庫作業	接客・給仕	調理
大学等卒	1	2	3	4	5
10代	-	-	-	-	-
20代	事務関係	接客・給仕	販売従事者	運搬・倉庫作業	介護・福祉
30代	事務関係	接客・給仕	生産・製造	運搬・倉庫作業	清掃
40代	事務関係	生産・製造	清掃	接客・給仕	販売従事者
50代	管理・保安	清掃	事務関係	運搬・倉庫作業	販売従事者
60代	管理・保安	清掃	接客・給仕	運搬・倉庫作業	事務関係

※ 就職した職種が「その他」の者は除く。

切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化について

保護開始直後から脱却後まで、稼働可能な者については、切れ目なく、また、どの段階でも、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援を実施

① 保護開始段階での取組

○本人の納得を得た集中的支援(25年5月から実施)

働く能力がある等保護受給開始後、一定期間内に就労自立が見込まれる者を対象に、原則6か月以内の一定期間を活動期間とする、**受給者主体の自立に向けた計画的な取組についての確認**を行い、本人の納得を得て集中的な就労支援を実施

○就労活動促進費の創設(25年8月から実施)

自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して、活動内容や頻度等を踏まえて就労活動促進費の支給

- ・支給金額: 月5千円(支給対象期間: 原則6か月以内、延長3か月、再延長3か月 最長1年)
- ・支給要件: 被保護者が、福祉事務所と事前確認した活動期間内に保護脱却できるよう、ハローワークにおける求職活動等を月6回以上行っているなど計画的な就労活動に積極的に取り組んでいること

② 保護開始後3～6月段階での取組

○低額であっても一旦就労(25年5月から実施)

それまでの求職活動を通じて直ちに保護脱却可能な就労が困難と見込まれる者については、生活のリズムの安定や就労実績を積み重ねることでその後の就労に繋がりがやすくする観点から、「低額であっても一旦就労」を基本的考え方とする。

○職種・就労場所を広げて就職活動

希望を尊重した求職活動の結果、就職の目途が立たない場合等は、「職種・就労場所を広げて就職活動」を基本とする。

③ 就労開始段階の取組

○勤労控除制度の見直し(25年8月から実施) 就労の意欲が高まるよう、基礎控除のうち、全額控除額の引き上げ及び控除率の定率化最低控除額8千円→1万5千円、一律10%、就労人数が最も多い収入区分 20,000円 控除額15,600円 5,190円増、総数の平均就労収入額 67,000円 控除額20,400円 2,420円増)

④ 保護脱却段階での取組

○就労自立給付金の創設(26年7月から実施)

保護脱却後に税、社会保険料等の負担が生じることを踏まえて、生活保護脱却のインセンティブを強化

- ・支給金額: 上限額 単身世帯10万円、多人数世帯15万円
保護脱却前最大6か月間に勤労収入の一部を積み立てた額(積立可能額は就労期間の長期化とともに逡減)
- ・支給要件: 安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった者

⑤ 保護脱却後の取組

○新たな相談支援事業の運営機関にその後の支援を繋ぐことで、連続的支援を検討

【自立活動確認書の目的】

就労可能と判断する被保護者であって、保護受給開始後一定期間内に就労自立が見込まれる者を対象に、本人の同意を得て、求職活動の具体的な目標、内容を決定し、本人との共通認識のもとで福祉事務所が就労活動を的確に支援するため作成する。

確認書の作成

① 本人の希望する就職条件を確認

- ・ 正規職員、パート等就労形態・職種・勤務場所・通勤時間・通勤手段
- ・ 勤務日数・勤務時間帯・休日・賃金・社会保険等の有無 等

② 本人の学歴、職歴、有資格、地域の求人状況、本人の意向を総合的に勘案し、本人の納得を得て、求職活動の期間（6か月を目途）、具体的な目標、求職活動の内容を確認

- （活動内容） ・ 生活保護受給者等就労自立促進事業への参加
- ・ 就労支援員による就労支援プログラムへの参加 等

③ その際、就労活動促進費の制度を説明し、求職活動の意欲喚起を図る

- （支給金額） 月5千円（支給対象期間：原則6か月以内、延長3か月、再延長3か月 最長1年）
- （支給要件） ハローワークにおける求職活動（職業相談、職業紹介、求人先への応募等）等を一定程度以上行っていること

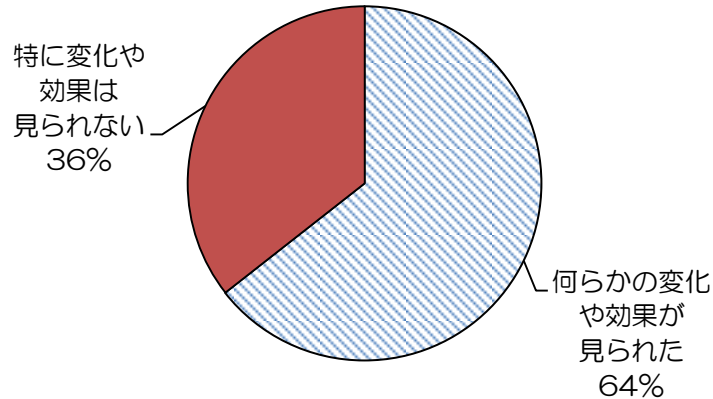
- ・ 本人と福祉事務所との共通認識のもと、適切な就労活動及び的確な就労支援
- ・ 就労活動促進費による就労活動の支援

早期就労、早期脱却へ

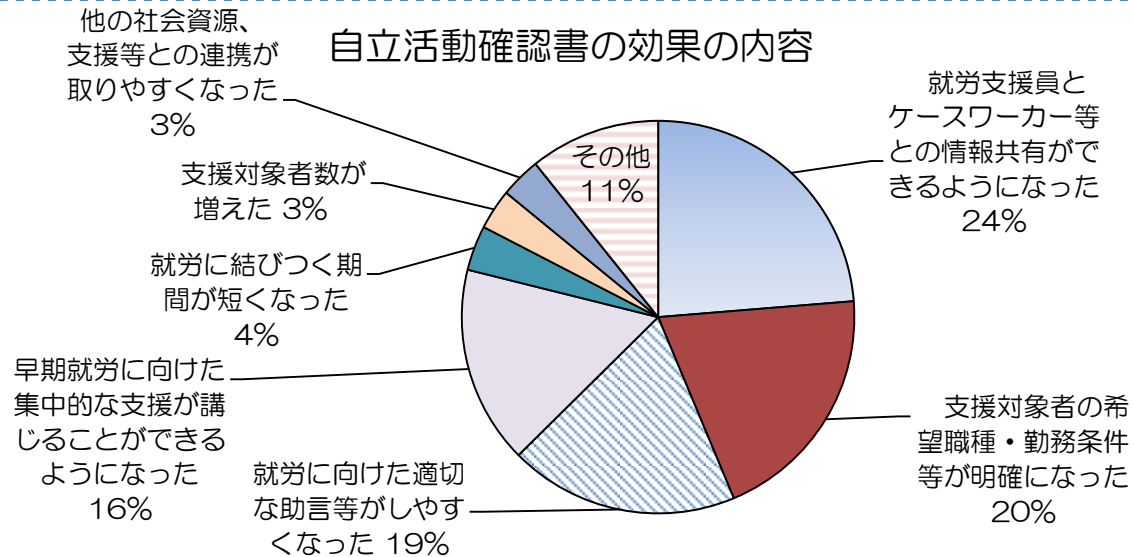
自立活動確認書の効果について（平成25年10月時点調査）

- 自立活動確認書については、約6割から何らかの変化や効果が見られたとの回答があった。
- その効果としては、CW等との情報共有や、支援対象者の支援方針等が明確になる等の回答があった。

自立活動確認書の効果の有無



自立活動確認書の効果の内容



就労支援員とケースワーカー等との情報共有ができるようになった	64
支援対象者の希望職種・勤務条件等が明確になった	54
就労に向けた適切な助言等がしやすくなった	51
早期就労に向けた集中的な支援が講じることができるようになった	44
就労に結びつく期間が短くなった	10
支援対象者数が増えた	9
他の社会資源、支援等との連携が取りやすくなった	9
その他	29
特に変化や効果は見られない	79

※ その他の意見には、確認書の作成によって支援対象者により緊張感が生まれた、期間を定めた就労支援を講じることができるようになった等の意見の他、対象者が少なく効果を実感できていないとの回答があった。

※ 当てはまる項目を3つ以内で複数回答。

就労活動促進費について（平成25年8月から実施）

【趣旨】

- 自立に向けての活動は、被保護者本人が主体的に取り組むことが重要である。
- しかし、現在は、就労活動の状況に関わらず、保護費の受給額は同じであることから、就労活動のインセンティブが働かないとの指摘がある。
- このため、就労活動に必要な経費の一部を賄うことで、就労活動のインセンティブとし、早期の保護脱却を目指す。
- なお、早期脱却に向けた集中的な就労支援(※)と合わせて実施する。

※ 原則6か月の一定期間を集中的な活動期間とし、本人の納得を得て作成した計画的な取組に基づき集中的な就労支援を行う。
また、直ちに保護脱却が可能となる程度の就労が困難である場合には、低額であっても一旦就労することを基本的考えとする。

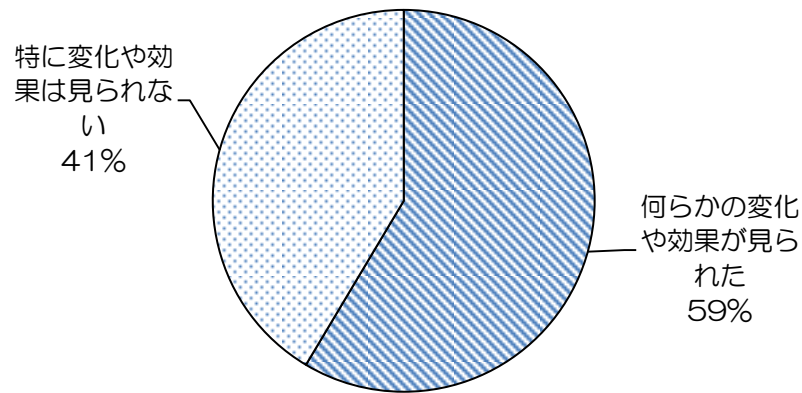
【概要】

- 対象者 保護の実施機関が、早期に就労による保護脱却が可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け、自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認める者
- 支給要件 ハローワークにおける求職活動（職業相談、職業紹介、求人先への応募等）等を一定程度以上行っていること
- 支給開始月 平成25年8月から実施
- 支給金額 月額5千円（支給対象期間：原則6か月以内、延長3か月、再延長3か月）

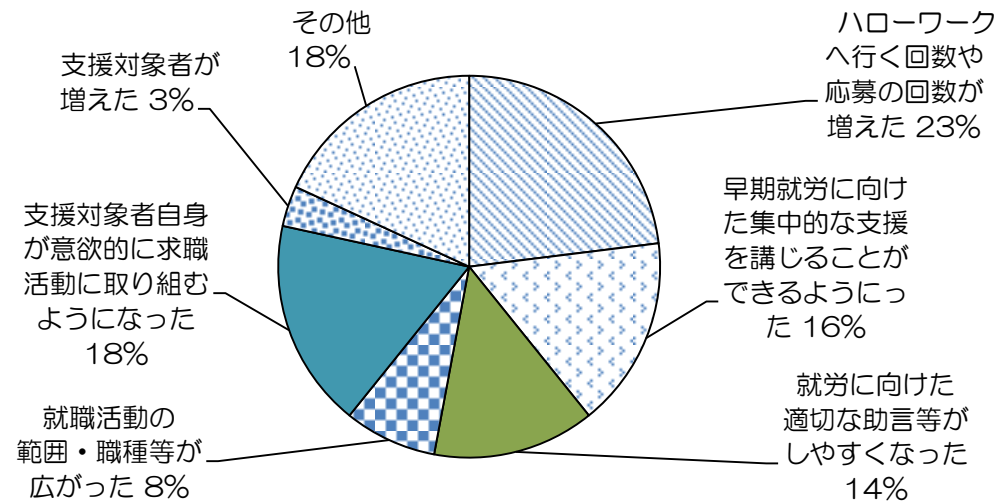
就労活動促進費の効果について（平成25年10月時点調査）

- 就労活動促進費について、約6割から何らかの変化や効果が見られたとの回答があった。
- その効果としては、ハローワークへ行く回数や応募の回数が増えたり、対象者自身が意欲的に求職活動に取り組むなどの効果があったとの回答があった。

就労活動促進費の有無



就労活動促進費の効果の内容



ハローワークへ行く回数や応募の回数が増えた	47
支援対象者自身が意欲的に求職活動に取り組むようになった	36
早期就労に向けた集中的な支援を講じることができるようになった	33
就労に向けた適切な助言等がしやすくなった	28
就職活動の範囲・職種等が広がった	16
支援対象者が増えた	7
その他	37
特に変化や効果は見られない	92

※ その他の意見には、促進費によって良い効果が見られたという意見とともに、5000円では交通費すら賄えない、支給要件が高く途中で辞退する者が出てしまった等の意見も同時に回答があった。

※ 当てはまる項目を3つ以内で複数回答。

就労自立給付金について（平成26年7月から実施）

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要である。
- ◎ このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度（就労自立給付金）を創設する。

支給要件

※未確定の内容が含まれており、今後変更の可能性

- 支給方法：保護受給中の収入認定額の範囲内で仮想的に積み立て、保護脱却時に一括支給（※）
 - 対象：安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなったと認められたもの
 - 支給額：上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円
- 保護脱却後に税・社会保険料等の負担が生じることを念頭に、当該負担増相当額の3箇月程度の補填を想定
- 支給時期：保護脱却時に一括支給
 - 再受給までの期間：原則3年間

※（詳細）・支給額は、保護脱却前最大6か月分の収入認定額の一定額（最大30%）（積立額がない場合は支給しない）
 ・毎月積立可能な額は、一般の貯蓄率を考慮して収入認定額の最大30%以内とし、早期脱却を促す観点から就労期間の経過とともに逡減させる。
 （積立額：収入認定開始後 1~3月目収入認定額の30% 4~6月目27% 7~9月目18%、10月目以降12%）

<イメージ図>

